

箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成25年5月29日国住市第53号 国土交通省住宅局長通知）に規定する耐震対策緊急促進事業のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。次条において「法」という。）附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「大規模建築物」という。）の耐震診断に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、箱根町補助金等交付規則（平成16年箱根町規則第8号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「耐震診断」とは、耐震診断士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士であつて、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習を修了した者又は国土交通大臣が定める者をいう。）が実施する法第2条第1項に規定する耐震診断であつて、法第12条第1項に規定する技術指針事項に適合したものをいう。

(対象建築物)

第3条 補助の対象とする大規模建築物は、次の各号のすべてに該当するもの（国、地方公共団体が所有するものを除く。）とする。

- (1) ホテル又は旅館であること。
- (2) 災害時の避難生活者を一定期間受け入れることができる建築物で、町と災害時受入協定を締結していること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法令に違反していないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でなく、かつ、代表者又は役員が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(3) この要綱により既に補助金の交付を受けていないこと。

（補助金額）

第5条 補助金の金額は、耐震診断に要する費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の3分の2の額とし、建築物1棟につき、800万円又は次に定める費用の額を合計した額の3分の2のいずれか低い額を限度とする。

(1) 面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内

(2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡以内

(3) 面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡以内

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ町長と協議するものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 役員等氏名一覧表（第2号様式）

(2) 図面

(3) 現況写真

(4) 大規模建築物であることの確認書の写し

(5) 建築物の所有権を証明する書面

(6) 災害時受入協定書の写し

(7) 診断費の見積書

(8) その他町長が必要と認める書類

(県警本部への確認)

第8条 町長は、必要に応じて申請者又は次条の交付決定を受けた者が、第4条第2号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付の決定)

第9条 町長は、第7条の規定により補助金の交付申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、交付するときは箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付決定通知書(第3号様式)により、交付しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(着手)

第10条 前条の規定により箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該通知を受けた後直ちに当該交付決定に係る耐震診断(以下「補助対象耐震診断」という。)に着手しなければならない。

2 補助対象者は、補助対象耐震診断に着手したときは、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断着手届(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付内容変更等の申請)

第11条 補助対象者は、申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合は、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付決定(変更・取下げ)申請書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付内容変更等の決定)

第12条 町長は、前条の規定により交付内容変更等の申請があったときは、補助対象者に対して箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付決定(変更・取消)通知書(第6号様式)により通知するものとする。

2 町長は、補助対象者が、補助金交付に当たり付した条件若しくはこの要綱の規定に反したとき、又は虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受

けたときは、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付決定（変更・取消）通知書により、交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

（結果報告）

第13条 補助対象者は、補助対象耐震診断の終了後、速やかに箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断結果報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）耐震診断結果
- （2）事業実施報告書
- （3）請負契約書の写し
- （4）領収証の写し

2 補助対象者は、前項の報告とともに、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付請求書（第8号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条の報告書等を精査し、相当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第15条 次の各号のいずれかに該当するとき、町長は、補助対象者に対して補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1）要綱の規定に反した場合
- （2）虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受けた場合

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付申請書

年 月 日

箱 根 町 長 様

申請者（所有者） 所在地
名称
代表者の氏名

電話 ()

㊞

箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金の交付を受けたいので、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申請に当たり、箱根町町税等の納付状況を箱根町が職権で確認すること及び暴力団でないことを確認するために本申請書に記載された個人情報に神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

交付申請額 円

(備考)

この様式に別添1を併せたものが申請書となります。

第1号様式の別添1

1 建築物の概要

施設名・棟名			
所在地	箱根町		
建物用途	<input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 旅館		
構造・階数	一部	造 造	地上 階 地下 階
延べ床面積	m ²		
建築年月日	昭和	年	月 日

2 交付申請額の算出方法

補助基本額	耐震診断に要する費用	円 (税抜)
交付申請額	①補助基本額の3分の2	円 (千円未満切捨て)
	②補助限度額	8,000,000 円
	③面積に対する限度額の3分の2	$1,000 \text{ m}^2 \times 2,000 \text{ 円/m}^2$ $= 2,000,000 \text{ 円}$
		$1,000 \text{ m}^2 \times 1,500 \text{ 円/m}^2$ $= 1,500,000 \text{ 円}$
		$\text{m}^2 \times 1,000 \text{ 円/m}^2$ $= \text{円}$
	合計 $\times 2/3$ $= \text{円 (千円未満切捨て)}$	
	①、②又は③のいずれか低い金額	円

備考 面積に対する限度額は、面積 1,000 m²以内の部分は 2,000 円/m²以内、面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,500 円/m²以内、面積 2,000 m²を超える部分は 1,000 円/m²以内とする。

(例) 延べ床面積 5,000 m²の場合

$$1,000 \text{ m}^2 \times 2,000 \text{ 円/m}^2 = 2,000,000 \text{ 円}$$

$$1,000 \text{ m}^2 \times 1,500 \text{ 円/m}^2 = 1,500,000 \text{ 円}$$

$$3,000 \text{ m}^2 \times 1,000 \text{ 円/m}^2 = 3,000,000 \text{ 円}$$

$$\text{合計 } 6,500,000 \text{ 円} \times 2/3 = 4,333,000 \text{ 円 (千円未満切捨て)}$$

3 診断予定

耐震診断士	住 所	
	氏名及び 事務所名	
	連 絡 先	
資 格	() 建築士 () 登録 第 号	
講習会修了番号		
事業着手予定日	年 月 日	
事業完了予定日	年 月 日	

4 添付書類

- (1) 役員等氏名一覧表（第2号様式）
- (2) 図面（案内図、配置図、平面図、立面図、構造図等）
- (3) 現況写真（外観写真2面以上）
- (4) 要緊急安全確認大規模建築物であることの確認書（所管行政庁押印）の写し
- (5) 建築物の所有権を証明する書面（登記簿謄本等）
- (6) 災害時受入協定書の写し
- (7) 診断費の見積書の写し（申請額の積算内訳がわかる書類）
- (8) その他町長が必要と認める書類

第2号様式（第8条関係）

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別 (男・女)	住 所
			大正 昭和 平成	・	・
			大正 昭和 平成	・	・
			大正 昭和 平成	・	・
			大正 昭和 平成	・	・
			大正 昭和 平成	・	・
			大正 昭和 平成	・	・
			大正 昭和 平成	・	・
			大正 昭和 平成	・	・
			大正 昭和 平成	・	・
			大正 昭和 平成	・	・

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意しております。

名称

代表者 職・氏名

印

第3号様式（第9条関係）

箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

箱根町長

⑨

年 月 日付けで申請のあった箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金の交付については、次のとおり決定したので、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

補 助 金 額	円
補 助 条 件	(1) この補助の対象は、年 月 日付け箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付申請書の記載のとおりとする。 (2) 申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付（変更・取下げ）申請書（第5号様式）を提出すること。 (3) 箱根町補助金等交付規則に定めるもののほか、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付要綱を遵守すること。
その他補助条件	
備 考	

第4号様式（第10条関係）

箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断着手届

年 月 日

箱 根 町 長 様

届出者 所在地
名称
代表者の氏名 ⑩
電話 ()

次のとおり箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金の補助対象の耐震診断に着手したので、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

施設名・棟名		
所在地	箱根町	
耐震診断士	住所	
	氏名及び事務所名	
	連絡先	()
	資格	() 建築士 () 登録 第 号
	講習会修了番号	
着手日	年 月 日	
完了予定日	年 月 日	
備考		

第5号様式（第11条関係）

箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付決定（変更・取下げ）申請書

年 月 日

箱 根 町 長 様

申請者 所在地
名称
代表者の氏名 ⑩
電話 ()

年 月 日付けで交付決定のあった箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金の（変更・取下げ）をしたいので、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

区 分		<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 取下
対 象 建 築 物	施設名・棟名		
	所在地	箱根町	
	建物用途	<input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 旅館	
	構造・階数	一部 造 造	地上 階 地下 階
	延べ床面積	m ²	
	建築年月日	昭和 年 月 日	
理 由			
変 更 内 容			
備 考			

第6号様式（第12条関係）

箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付決定（変更・取消）通知書

年 月 日

様

箱根町長

印

年 月 日付けで交付決定のあった箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金については、次のとおり（変更・取消）するので、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

対象建築物	施設名・棟名			
	所在地	箱根町		
	建物用途	<input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 旅館		
	構造・階数	一部	造 造	地上 階 地下 階
	延べ床面積	m ²		
	建築年月日	昭和 年 月 日		
変更内容 又は 取り消し理由				
備考				

第7号様式（第13条関係）

箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断結果報告書

年 月 日

箱 根 町 長 様

報告者 所在地
 名称
 代表者の氏名 ⑩
 電話 ()

年 月 日付けで交付決定を受けた箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金の補助対象の耐震診断が完了したので、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付要綱第13条第1項の規定により報告します。

対 象 建 築 物	施設名・棟名			
	所在地	箱根町		
	建物用途	<input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 旅館		
	構造・階数	一部	造 造	地上 階 地下 階
	延べ床面積	m ²		
	建築年月日	昭和	年	月 日
診断完了日	年 月 日			
耐震診断結果	Is 値＝			
耐震診断士の氏名 及び事務所名				
補助金決定額	円			
添付書類	<input type="checkbox"/> 耐震診断結果（Is 値が記載されている書類） <input type="checkbox"/> 事業実施報告書（診断結果の詳細が記載されている書類） <input type="checkbox"/> 請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し			

第8号様式（第13条関係）

箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付請求書

年 月 日

箱 根 町 長 様

所在地
名称
代表者の氏名 ⑩
電話 ()

年 月 日付けで交付決定を受けた箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金の交付について、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付要綱第13条第2項の規定により請求します。

請 求 額		
振 込 先	金融機関名	
	支 店 名	
	口 座 種 類	
	口 座 番 号	
	口座名義人	(フリガナ)